

平成元年六月二十五日 資料

第九十五回研究発表

御殿番

小杉藤左衛門尉景房の墓

越谷市郷土研究会

理事 山崎 善司

## はじめに

越谷市越ヶ谷御殿町に、嘗て、徳川家の御茶屋御殿があったが、明暦二年、江戸大火の時に江戸城々内も焼失、為に、解体して江戸城一の丸御殿として移築された、越ヶ谷の御殿跡地は、御林地と成り「権現林」とも称された。

この地は、會田出羽資久が屋敷であったが、徳川家康が度々越ヶ谷で鷹狩の節、會田資久屋敷に立寄り「場所宜敷に依り御殿を造り差し出せ」との命に依り、即、屋敷内に、増林の御茶屋御殿を曳き、御詣屋敷等を建てて差し出す。その後、家康は度々御成になり、鷹狩に数日間御泊り有り、資久に御褒美頂戴有り。この御茶屋御殿の御殿番として、小杉藤左衛門と浜野藤藏の名が見えてくる。初・二代・三代様も度々御成り遊ばされたが、その後次第に同様の御茶屋御殿は廃止とる。越ヶ谷は日光社参の道中故か、その後も修理等行なわれている。明暦の大火後、江戸城へ移築されて後は、御見捨跡地となり、御殿番役も無役となった。後、小杉藤左衛門子孫は江戸に出て、伊賀同心組下となり活躍している。

今、越谷御殿跡地も、河川の改修や、開発の計画等の話が聞え、消え様としている時、唯一つの証人である、小杉藤左衛門尉景房の墓が、寂しく無縁墓地の中で眠っている。越ヶ谷御殿跡で形あるもので、確証あるものは、この墓のみである。今日、今、文化財として保存せねば、間もなく消滅してしまおう。越ヶ谷御殿跡すら消滅し相うな今日、悔いを千歳に残す事になり兼ねない。一日も早く、文化財の指定をして永久保存して戴き度く念願致し、この文を記す者であります。

平成元年一月二十二日

山崎 善司

御殿番小杉藤左衛門尉景房の墓

一、小杉藤左衛門尉景房の墓

小杉藤左衛門尉景房の墓は、今、越谷市越ヶ谷 三五四九、至登山天嶽寺境内、山門前にある無縁墓地の西隅、最後部に置かれてある。

墓石の最初の発見場所は、天嶽寺本堂西側三列目、井橋清兵衛家（現釘清）の墓地の隣に在った。永年、同井橋家では、一理由は知らぬが、この墓の守りを任せて来たが、先年墓地の改装に際し、天嶽寺の許可を得て整理し、為に墓石は無縁墓地へ移した」と。

因に、井橋清兵衛家は、「越ヶ谷瓜の蔓」に記載の、越ヶ谷居付百姓十七家中に、井橋市兵衛が見え、その後胤で今もその屋敷跡に居住する、中世より今日迄続く越ヶ谷生え抜きの一家庭である。

梵 慶安元年戊子十月七日 俗名 小杉藤左衛門尉景房

墓 讚 誉 淨 教 禪 定 門

石 銘 寶 譽 妙 讚 禪 定 尼

梵 延宝二甲寅十月二日 右 同妻

御殿番小杉藤左衛門の由緒

小杉藤左衛門尉景房の名は、越ヶ谷御茶屋御殿の名に始まり、御殿の名と共に消えるが、土地の人には余り良く知られていない。

御殿番小杉藤左衛門に付いては、

新改一・534 「新編武蔵風土記稿」越谷領越ヶ谷宿の項

市史三・134 文化十二年二月「越ヶ谷御殿地跡由緒書上」

〃・140 文化年中「越ヶ谷町鑑」中の「地子免許五千坪の内訳」

〃・140 〃〃〃〃 「御主殿跡御見捨地」

〃・469 市 元禄八年検地条目「触書上」二十五ヶ条及び十七ヶ条覚書

史四・46 市 「越ヶ谷瓜の蔓」

史統一104 伝 「西方旧記」巻

伝説・90 系 「越谷の史跡と伝説」越ヶ谷町の項、七、越ヶ谷御殿

譜・末尾附記 旗本会田家々譜

等に依り、ほぼ、その存在が明らかと成るが、尚、細部に付いては類推せざるを得ないのが実情である。

1、出自

市史四・三

一、今、野地百姓小杉藤左衛門先祖之儀、小杉藤左衛門尉景房と相名乗、天正以後落去之者出羽・八右衛門等と申合二度御檢地請、慶長年中増林より御主殿引、越谷へ造立致候節に浜野藤蔵と兩人に而御主殿番勤被仰付、袋町に而除地も罷在候家柄にて御座候、

とある様に、小田原落城以後、越ヶ谷の地に落ちて来た者で、出羽・八右衛門等と申合せ、三度の御檢地も請けて居る。慶長年中に増林に在った御主殿を越ヶ谷へ引き、會田出羽屋敷の内に建てる。この時小杉藤左衛門と浜野藤蔵との兩人は御主殿番を仰せ任ったのである。

2、越ヶ谷御殿の成立

越ヶ谷御殿の成立は、慶長九年（一六〇四）に始まる。文化十一年（一八二五）の越ヶ谷御殿地跡由緒書上を見ると、

市史二・134

「御内々御尋に付奉申上候」、

一、武州埼玉郡越谷宿本町に先年御守館有之、右御殿番之儀、浜野藤右衛門と申者相勤罷有

候、江戸御城内に御引移と相成候、右御殿跡、余外藤右衛門に拝領並面有之候由續併右跡御林植付に相成候始末御尋ねに付、左に奉申上候、

東照宮様御入国以後江戸表より往還筋之由、武州埼玉郡増林村今字城の上と申処、御遊獵被為成候節、御休息御泊等被為候御殿有之候所、慶長年中より当道中筋御引通し当時之往還筋に相成候間、右増林之儀片遠所に付、同九辰年越谷町地同所裏に而荒川堤之辺一通御引移被遊、

夫より、御二代將軍様、御三代將軍様、御四代將軍様迄御鷹野被為成候節御廻館被為遊候御殿に付、居付百姓之内浜野藤右衛門・小杉藤左衛門と申者兩人に而御殿番併御頭眞御預被為仰付相勤候者にて候、

尤、御殿番屋敷之儀は表役之儀為相不申候、然所明曆三酉年江戸大火に付、乍忠御城内に御引移被為遊候に付、御殿地跡之儀其根御繩除被為置下由之所、寛文二年寅年御檢地之節御繩入、御守殿跡四畝二十六歩、御除地と相成、其余は上畑請に被仰付、右御殿番屋敷之儀は一同御伝馬屋敷に相成申候、

一、御主殿跡御見捨地

右御主殿は慶長九辰年増林村より越ヶ谷江引ヶ申候、然ル処、明曆三酉年、江戸大火事にて、而御城焼失之節同年仮御殿に引申候、(明曆三年より宝曆十一年迄百六年に相成り申候、慶長九辰年より宝曆十二年迄百五十七年に成)

一、古城之跡そ外名譽之人之屋敷併川欠山崩れ変地之場無御座候、

かくて、越谷御殿は慶長九年（一六〇四）徳川家康

康の命に依り、増林村に有った御茶屋御殿を越ヶ谷本

町裏に引越したと記されている。

家康は、その後鷹狩りと称して度々御成りになり、

二代秀忠・三代家光も度々見えるている。

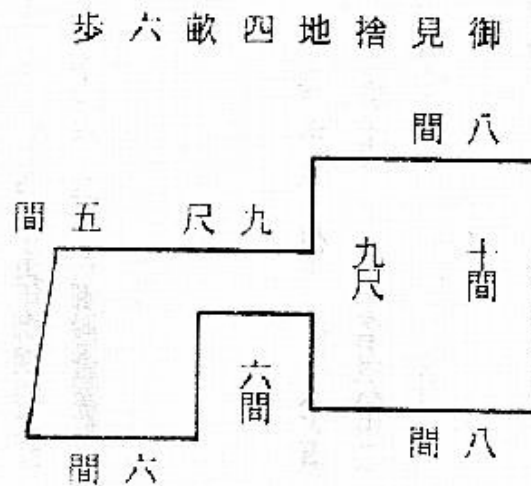
その後、次第に同様の御茶屋御殿は廃され、寛文二

年（一六六二）の御検地の時に、御守殿跡地は四畝二

十八歩のみと成り、他は上畑地と成る。

御殿番屋敷は皆伝馬屋敷となり、御殿番の小杉藤左

衛門と浜野藤蔵一人の相持ちとなる。



市史三・一三四

〃〃・一四〇

市史二・四七一

続市史・二〇四

市史三・一三四

\*註、御主殿御跡地の畝歩が、越ヶ谷鑑には四畝六歩・書上書には、四畝一十八歩と有り、

この違いの理由は、不明なれども恐らくは、検地の時の違いでは無いかと思はれる。

因に、寛文二年の検地の時、一間がそれ迄は六尺二寸の処、六尺一分とされ、厳密に

検地請され、民間は寸尺迄細く書上げ、「寺社領検地之儀、地境不分明之所は寺社領

へ一切竿不可入、寺社領分出歩有之候共其通り而可差置事」と有る事に因る。

\*註、御茶屋御殿の在った場所が、書上書には、「増林村今字城の上」と在るが、西方旧記

には、「増林村林泉寺境内に御茶屋御殿之有、観音堂建処御殿跡有る可成之、今、御殿

境内と記す石杭有之由」尚、石杭は記載の如く林泉寺境内から発見されて居る。

3、越ヶ谷會田出羽家

市史四・72

中町大屋敷會田五郎兵衛儀、正徳年中より享保初年（一七二一—二〇）に至り退転に及候に付、大沢町嶋根喜兵衛方に而享保年中より所持之、代名主・問屋差出し相動來候、

元來、會田出羽事は海野小太郎之子孫に而信州會田より、天正年中（一五七三—九）越ヶ谷村へ蟄居、越ヶ谷領一円を所持致居候処、元和之御檢地に而百姓名所に請、枝郷分ヶ村も出來致候、

越ヶ谷御殿江御二代様迄被爲入御候節には出羽妻子共御出迎等仕品々被下置候旨物多、其の上宇都宮御騒動之節勤功も有之、弟伊右衛門五百石に被召出、御朱印も頂戴致候家柄、三度之御檢地共内出初之故、打出五郎兵衛と申、駈廻達者に付頂戴之地面、故有之百姓平地に相成り申候後、無程退転仕候、越ヶ谷會田党之本家也、

この如く、會田出羽家は、海野小太郎の子孫にして、信州會田より來り住していたが、天正年中に蟄居となる、越ヶ谷領を一円に所持していたが、元和の檢地の時に、百姓地としての名所請けとなる。越ヶ谷郷は枝郷や別ヶ村も出來て本郷のみと成る。

越ヶ谷御殿に、家康初め二代様・三代様・四代様迄、度々鷹狩りに御成り、御泊りに成つた時に、會田出羽妻子共に御迎えに出、仕えたにより色々の品々を頂戴した。その上、宇都宮騒動の時に功勞有るに依り、出羽は召し出されたが辞退し、替って弟伊右衛門五百石にて召し出され、御朱印も頂いた家柄で有る。



三度の檢地とも打出屋敷と云われた地も、御褒美に頂戴した地面も、故有つて召し上げとなり、平百姓地としての貢納の地となり、それから程なく没落し越ヶ谷の地を去つた。越ヶ谷に数多く居る會田党の老家である。

4、小杉藤左衛門と浜野藤蔵

市史四・56 一、慶長年中増林より御主殿引、越谷へ造立致候節に浜野藤蔵と兩人に而御主殿番勤、袋町

に而 除地も罷在候家柄にて御座候。

市史四・56 一、御殿地仕守之儀は、小杉藤左衛門・浜野藤蔵相勤申候、此者儀本町西名主と申、稻何除

地も頂戴致候者、旧家之兩人也。

市史四・46 一、御殿地之儀、本町裏に而有之御取払後御林と相成申候、御殿番之儀は浜野藤蔵・小杉藤

左衛門兩人に而相勤申候、藤蔵屋敷表御門通り也、藤左衛門屋敷 御裏門通り、右兩人番

中は除地も而有之候由、

市史四・57 一、百姓十七家之内 浜野藤 二郎・小杉藤左衛門

市史四・59 一、御殿番 無役 藤左衛門・久五郎

市史四・66 一、同御殿番屋敷之儀、藤左衛門代々所持之半軒、(ハ)

風土記 1535 越ヶ谷領ノ項 越ヶ谷宿 御主殿跡宿ノ亥ノ方ニアリ、慶長ノ頃ヨリノ御殿ナリ

シガ、明暦三年江戸ノ回録ニテ御城ノ内モ焼失アリタリシニヨリ、御仮殿ノ地へ移サセラ

レ、其ノ跡御林トナリ、当所ノ民小林（小杉？）藤左衛門・浜野藤蔵二人御林守タリシガ、元禄八年検地ノ時貢税地トナリ、御膳所ノ跡ノミ御林ヲ存セリ、今ニ御守殿跡又権現林トモイエリ。

とある様に、小杉藤左衛門・浜野藤蔵二人共越ヶ谷町草創の大家にして、徳川家康の命に依り、慶長九年（一六〇四）に増林村の御茶屋御殿を、會田出羽屋敷の地内に引き、御膳屋敷等建て、御殿を造営して、差し出した時から功勞者である。

其の為に、小杉藤左衛門尉景房と浜野藤蔵の兩人は、御殿の番人を命ぜられ、除地等も頂戴している。

會田出羽資久は、屋敷地を御殿として差し出し、自分は袋町に移り住んだ為に、御褒美として一町歩の地面を頂戴し、御留守居役を仰せ付けられている。尚、浜野藤蔵は表御門通り、小杉藤左衛門は御裏門通りに屋敷地を頂戴している。

明曆三年（一六五七）江戸の大火の時、江戸城内も焼失したので、御殿を引き移し、二の丸仮御殿として建てられた。

御殿地跡は江戸城移転の後も、其の俣に除地として残したが、寛文二年（一六六二）の検地の時に到り、御守殿跡四畝二十八歩御除地と成り、其の外は上畑地とされた。御守殿跡は、其の後は木が植えられて御林となり権現林と云われ、小杉藤左衛門・浜野藤右衛門は続いて御林守りであった。

御殿番屋敷は、この検地により皆一同に御伝馬屋敷と成った、小杉藤左衛門・浜野藤右衛門  
両人の相持ちの名所と成り、宿役も宿並みに勤める。

然る處、元禄八年（一六九五）御検地の時には、御殿跡地は前々の如く、御殿番屋敷は藤右  
衛門悴源助、小杉藤左衛門悴藤兵衛両人が、御伝馬屋敷半軒株宛、田畑も共に御繩を受け無事  
相続した事になる。

5、 元禄八年の検地

市史二・469

一、今度武蔵国村々検地入に付、惣奉行併役人竿取等迄堅誓紙可仕候、田畑位付正路繩目延  
縮無様に随分入念可、且又百姓非無之様作毛不踏荒様可心付事、

市史二・470

一、検地案内之者之儀、其村々名主年寄百姓又は小百姓中に而も吟味之上五・七人も申付  
少々之所にても地面引落間敷候、併繩手者召遣等迄若非儀有之ば、早速惣奉行へ可訴可  
案内者誓紙前書に可為書入事、

一、間竿之儀は、六尺一分之積、式間竿たる可、但吉間に壹分宛可加へ来条、長壹丈貳尺  
竿以可打、勿論壹反歩は三百坪たる可、

一、今度検地之儀、半間迄に而尺寸打に不及、然と雖も、田畑堅横之広狭に随或平均間等に  
而致候、尺迄は用歩詰り之勘定に入之、堅横之間数水帳に書付候には半間迄記之、野帳に  
は見積之儀致断書、案内者併地主右之旨可申渡事、

附、詰之儀は四厘迄は拾五厘より壹歩に可入事、

一、檢地可入村々繩手者共相越、古間之町歩耕地切に寄立帳面に記之案内者召運地所よ村境大通り遂見分致繩初候心得に成候様に可仕候事、

(中略)

一、寺社領人組之村檢地之儀、地境分明之所は寺社領へ一切等不可入、若境目不明等入候はば不叶所は檢地に而致吟味、寺社領分出歩有之候共其通りに而可差置事、

附、御料之小物成場有之而、他領依入候共反歩等不分明所、致檢地水帳に可書付事、

一、御朱印地之外寺社領又は前々依除來候場所は、或は堂宮免田畑関守渡守等之給田等も、

古水帳末に細覚書に記之御勘定所へ可得下知候、併百姓居屋敷或は立山竹木林除來候分明有之右同断之事、

(以下略)

市史二・五三

幕府は又、この檢地条目と同時に、一七箇条に渡る覚書を発した、西方村「触書上」に記載の覚書を掲げる。

一、村々に有之上田地屋敷御払に被成候間、檢地入地主不付可被差置事、

一、御殿屋敷は御主殿跡致檢地除外書に残分、致檢地高に可入申候、四壁竹木材払いに罷成候間、惣構共檢地可致事、

(中略)

一、伊奈備前守書出所持、除地所持之者有之候、此度は不殘致檢地由緒書出候等覚書認可被相伺候事、

(以下略)

かくの如く、元禄八年（一六九五）の検地は、厳しいもので有った。

この検地に依り、御殿跡地は御見捨地、四畝二十六歩と成り。（明暦二年、四畝八歩）

會田出羽屋敷は、検地衆との争論事件に起因し、家康公御墨付き壱町歩の所、御代々様の御書添え無き為に御取り上げに成らず、三町五反余歩とされ、皆百姓地として御繩を請ける様、厳しく打立て被れた。この一件以後、越谷宿は一体に寸詰まりに成ったと云う。

御殿番屋敷は、伝馬屋敷として、小杉藤兵衛、浜野源助両名が、半軒宛持ち、その他の除地は、出畑として御繩を請ける。

註、「百姓地・伝馬屋敷・御繩請地等に成る」とあるのは、今迄は年貢相当分が給料として頂戴して居たものが、この次からは、年貢を納めなければ成らぬ、土地に変更されたと云う事で、本人達に取っては、死活に関わる厳しい達示である。

— 1 1 —

\*瓜の蔓に、「中町分名主は（中略）御検地奉行衆…陪臣と侮、騎馬黒縮袖之頭巾に而  
出迎致候而及争論候因事起、下略」この事件に起因して、「無程五郎兵衛儀は及退転候  
」如く「町家百姓之没落は取止処無之候」と嘆かせて居る。

々元屋敷株田畑質流に相成、江戸表江罷出御奉公相勤罷在候、

乍然御番屋敷跡百姓地に相成候、源助名所半軒株之儀、地守は市兵衛と申者江預置同藤藏地へ入候処、右藤藏死後、倅丈太郎名所に相成持伝候得共、天明八申年右半株之儀百姓吉兵衛せがれ清兵衛方へ質流地仕候所相違無御座候、

尤藤左衛門せがれ藤兵衛儀半株之儀、延享二己年十月中吉兵衛方へ質流地仕置候縁にて而丈太郎方より吉兵衛方へ質入候始末に御座候、(以下略)

市史四・56

一、西名主浜野藤次郎、越谷宿草創之名主にて而、元禄年中藤右衛門と申勤候処、せがれ藤五郎不届之儀有之、於六本木獄門と被仰付、不存罷在候共名主役相勤候身分て而取締方不行届旨、役儀御取放有之、八右衛門一人名主に相成り申候、其後浜野十次郎と申、江戸表に而御賄方下役相勤罷在候、

市史四・56

一、浜野藤右衛門屋敷之儀、退転後半軒宛品々相渡り、当時境屋吉兵衛、三河屋下田源次郎兩人に而半軒宛所持被在候、(以下略)

市史三・135

一、五郎兵衛屋敷・吉兵衛屋敷・(ママ)屋敷・藤藏屋敷、四ヶ所共、塩屋吉兵衛中古より追々所持致、(中略)

附、浜野十次郎と申御賄方役人にて江戸江罷出勤届申候、

市史四・73

一、(前略)町家百姓之没落は取止処無之候、

元禄八年(一六九五)の検地は、土地税制の大変革をもたらした。御纏入の繩の寸法が、六尺一分と定められて、検地された為に変な出歩となり、その上除地の境や道等を見直し、又伊奈家等の書付の有る除地も検地を請け、御殿地跡等は建物跡のみ御見捨地として除かれ、そ

の余は残らず御年貢地となる。

越ヶ谷では、會田出羽家は伊奈家添え書きの、一町歩(三千坪)の除地の所、御繩請地となり三町五反余(壹万五百坪余)の御年貢地とされた為に立ち行か無くなり、間も無く没落して退転した。

御殿番の、小杉藤左衛門・浜野藤蔵家は、御殿番併せて御賄屋敷の道具御預り役相勤て居たが、明暦二年(一六五七)の江戸太火に、御城内も焼失したので御殿御引移し、御殿地跡は、御主殿跡のみ御除地にて御林と成り、其の外は上畑と成り、御殿番屋敷は、伝馬屋敷と成り両人が半軒宛所持と成る。

宿役は、宿並みに勤めて居った所、元禄八年(一六九五)御林番は形の如く、御殿番屋敷は浜野藤右衛門のせがれ源助が、小杉藤左右衛門せがれ藤兵衛の両人が伝馬屋敷を半軒株宛、田畑も共に御繩請けをした、親の藤右衛門は越谷宿役人の内西名主で、屋敷田畑合計一町八反四畝歩外に稲荷除地は二十八歩、草錢場五反八畝四歩共に藤助の所持なる処、酒狂い不埒故役勤成り難く、元禄十四年盜賊の頭取を致し召し捕られ、六本木にて獄門仕置きとなる、為に西名主は八右衛門に渡る。

宝永・正徳年間(一七〇四〜一五)追々に元屋敷株田畑質流れと成り、御殿番屋敷は、藤蔵死後、倅丈太郎名所と成り、天明八年(一七八七)右半株は吉兵衛せがれ清兵衛へ質流れとなる、丈太郎は江戸に出奉公相勤となる。

小杉藤左衛門の倅藤兵衛は、御殿番屋敷の半株は、延享二年(一七四五)吉兵衛方へ質流れと成り、江戸へ出て御奉公相勤となる。

7、江戸での活躍

旗本会田家々  
譜 末尾附記

小杉 藤左衛門 子孫 小杉 藤兵衛

本所猿江菊川町

伊賀同心

武野 兵藏 様

浜野 藤藏 子孫

深川伊勢崎町

御広舗御用人御勤罷成候

加番 浜野 丈太郎 様

市ヶ谷下村元年御代官御勤罷成候

会田 伊右衛門 様

是ハ別紙ニ破書有之候、

越ヶ谷御殿番

小杉 藤左衛門 子孫

越ヶ谷町百姓

藤左衛門

本番

拝領之唐銅釜御紋付、大サ五尺四方程

是は只今以不相知



外に拝領物當時有之候

御煙草盆一ツ是は當時

御家人

小杉丹次様 所持仕

御茶壺一ツ是は 當時

藤左衛門 所持仕

御茶釜一ツ

同所

御南京焼 拾人前内 五人前

藤左衛門 所持仕

五人前

御家人

小杉丹次様 所持仕

会田秀太郎資義之書

文政十丁亥年五月对朔日

写之

以上、旗本会田家々譜の末尾附記で有るが。

是によると、小杉藤左衛門・浜野藤蔵の子孫が越ヶ谷にて没落し、江戸へ出、旗本会田伊右衛門家を頼り、それぞれの役に付き活躍して居た事が窺う事が出来る。

以上

私が、越谷市内の天嶽寺境内の墓地で、小杉藤左衛門尉景房の墓を発見したのは、昭和四十八年頃の事である。当時私は、越ヶ谷會田出羽家に付いての研究で、寺に良く行っては、墓石ばかり見ていたものである。

小杉藤左衛門尉景房の墓を発見したのは極く偶然であった。意外に粗末な墓なので驚いた次第である。調べると、やはり其の末路は栄光の去つた日々であつた事と思はれる。御殿番として華やかな時代を過ごした人だけに、悲哀を感じる墓である。

梵字の下に夫婦の戒名と年号を刻んだもので、小さな字である、俗名小杉藤左衛門尉景房の字が見えなければ、見過して居たであろう。

発見して即、文化財係に報告したが何の音沙汰も無い筈、十五年が過ぎ去つた。其の内に隣の墓の持ち主、井橋釘清（釘屋清兵衛家）さんの墓所の改修の際に、遂に無縁墓地に移されて仕舞つたものである。

越ヶ谷御殿跡が河川の改修により、完全に消え様として居ます、御殿跡を証明する物が何も無くなつて仕舞う時、唯一つの証人であるこの人、「小杉藤左衛門尉景房の墓」がこれ又、無縁仏の中で消え様としています、郷土の文化財として永久保存の処置を講ずる事が急務では無いでしょうか。

平成元年一月二十二日